

paperlogic サービス利用約款

第1章 総則

第1条（利用約款の目的・定義）

- 1 この利用約款（以下「本約款」といいます）は、ペーパーロジック株式会社（以下「当社」といいます）が利用者に提供する paperlogic サービス（以下「本サービス」といいます）に適用されます。利用者は、本約款にご同意のうえ、本サービスをご利用ください。
- 2 本約款において、以下の各用語は、以下の意義を有するものとします。
 - （1）利用者：当社サービス利用の申込みを行い、本サービスの提供を受ける者
 - （2）ユーザー：利用契約のもと、本サービスのアカウントを所有し、本サービスを利用する者
 - （3）管理者：ユーザーのうち、ユーザーの ID、コンテンツ及び JCAN 証明書を管理する権限を有する者

第2条（利用契約の成立）

- 1 利用契約は、利用者が当社サイトからのオンライン申込みを行い、当社がこれを承諾することにより成立します。
- 2 当社は、当社の自由裁量により、第1項のお申込を承諾しないことがあります。この場合、当社は承諾しないことによる責任は一切負いません。

第3条（約款の変更）

- 1 当社は、本約款を利用者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合、利用者の利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の新利用約款を適用するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、本約款の変更により利用者の義務を加重する場合には、14日間の予告期間をおいて変更後の新利用約款の内容を利用者に通知することにより本約款を変更するものとします。
- 3 前項の場合、契約者は、本約款の変更後に本サービスを利用することにより、変更後の約款に同意したものとみなします。

第4条（通知）

- 1 当社から利用者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を書面、電子メール、又は当社のウェブページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
- 2 前項の規定に基づき、当社から利用者への通知を電子メールの送信又は当社のウェブページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はウェブページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとし

ます。

第2章 本サービス

第5条（本サービスの提供）

- 1 当社は、本約款、サービス仕様書及び当社の定める本サービスに関連する各種ご利用条件（以下「関連文書」といいます）に定める条件に従い、本サービスを提供するものとしします。
- 2 当社は、本サービスの機能追加、改善を目的として、当社の裁量により本サービスの一部の追加・変更を行うことがあります。ただし、当該追加・変更により、変更前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。
- 3 前項の場合、利用者は、サービス仕様の変更後に本サービスを利用することにより、変更後のサービス仕様に同意したものとみなします。

第6条（タイムスタンプサービス・JCAN 証明書サービス）

- 1 利用者は、本サービス内で、セイコーソリューションズ株式会社が提供する SEIKO Cyber Time ASP サービスをご利用することができます。このサービスについては、「タイムスタンプサービスご利用条件」に定めるところによりご利用ください。
- 2 利用者は、本サービスにより、一般財団法人日本情報経済社会推進機構（以下、「JIPDEC」といいます）のサイバーID 証明書 JCAN（以下、「JCAN 証明書」といいます）サービスをご利用できます。このサービスについては、「JCAN 証明書サービスご利用条件」に定めるところによりご利用ください。

第2章 サービス利用料

第7条（サービス利用料）

- 1 本サービスのご利用期間は、ご利用登録完了日からとし、ご利用登録完了日を含む月の翌月初日を課金開始日とし、課金開始日から該当月末日までのご利用につき、月額の利用料が課金され、以降も同様とします。
- 2 利用者は、課金開始日から起算し、3か月間は解約することができません。
- 3 サービス利用料は、当社所定の方法で当社に対して支払うものとしします。
- 4 利用契約に定めがない場合でも、利用者の依頼又は利用者の責に帰すべき事由により、当社が利用者に対して本サービス又はそれ以外のサービスの提供を行い、又はそれを継続するために必要な業務、作業その他の行為を行った場合には、当社は利用者に対して相当な対価を請求することができるものとしします。
- 5 利用者が支払ったサービス利用料は、本約款に別段の規定がある場合を除き、その理由の如何を問わず、返還されません。

第8条（サービス利用料の変更）

- 1 当社は、必要やむを得ざる事由がある場合、30日以上前に当社所定の方法で利用者へ通知または公表することにより、利用者へお知らせしてサービス料金表を改訂することができます。この場合、利用者は、改訂時まで、本サービスのご利用の終了をすることができます。
- 2 サービス料金表の改定後に本サービスをご利用した場合、利用者はサービス料金表の改定に同意したものとみなします。

第9条（遅延損害金）

利用者がサービス料金の支払を怠ったときは、利用者は支払を怠ったサービス料金に対し所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に年14.6%の利率で算出した遅延損害金を付加して、当社が定める期限までに支払うものとします。

第4章 利用者の義務

第10条（本サービス利用に関する責任）

- 1 利用者は、本約款、サービス仕様書及び関連文書の定めるところに従い、本サービスをご利用するものとします。
- 2 利用者は、本サービスを商業目的で使用（第三者に対し有償無償に関わらず本サービスを利用させること等）することはできません。
- 3 本サービスのご利用には、利用者の責任と費用のもと、本サービスにアクセス可能な機器、ソフトウェア、その他のコンピュータ環境を整え、維持管理するものとします。当社はこれら環境の設定・維持管理について一切の責任を負いません。
- 4 利用者は、本サービスの支障となるご利用をせず、また、本サービスを用いて当社または第三者の権利を侵害し、法令または公序良俗に違反するご利用及びコンテンツの登録をしないでください。
- 5 本サービスに関する当社への届出事項に変更がある場合、利用者は、直ちに当社へ届けください。届出を怠ったことによる不利益は、利用者の負担となります。
- 6 利用者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
- 7 本サービスを通じて利用者が発信した情報、その他本サービスを利用した利用者の行為及びその結果については、利用者が一切の責任を負い、当社に対していかなる不利益も与えないものとします。
- 8 利用者による本サービスの利用に関し、利用者の故意又は過失により、第三者に損害が発生した場合において、当社が当該第三者から裁判上もしくは裁判外を問わず損害賠償の請求を受け、和解金、解決金、損害賠償金その他名目の如何を問わず当該第三者に対して金員を支払った場合には、紛争の解決に要した費用（合理的な弁護士費用を含む）を含めすべて利用者が負担し、利用者は当社の求償に応じるものとします。

第 11 条 (ユーザー)

- 1 利用者は、自らの責任と費用のもと、本サービスをユーザーに利用させることができます。
- 2 利用者は、ユーザーに本約款及び関連文書に定められた事項を遵守させなければなりません。
- 3 当社は、直接・間接を問わず、ユーザーに対していかなる責任も負いません。利用者は、自己責任のもと、ユーザーの ID・パスワードを管理しなければなりません。

第 12 条 (管理者・管理者の権限)

- 1 利用者は、本サービスのご利用にあたっては、関連文書の定めるところに従い管理者を選定してください。
- 2 管理者は下記の事項を含む関連文書に定める権限及び義務を有します。
 - ① 本サービスのユーザーに対する本サービスに対するアクセス権限の付与及びこれに関連するユーザー管理 (ユーザーID 及びユーザーパスワードの設定等を含みます)
 - ② 利用者及びユーザーが本サービスのご利用により作成するコンテンツの管理
 - ③ JCAN 証明書発行の申請及び JCAN 証明書の管理
- 3 当社は、管理者の権限により行われた、またはユーザーによる本サービスのご利用については、利用者の自己責任とみなし、一切の責任を負担しません。

第 13 条 (利用者の同意)

利用者は、本サービスのご利用にあたり、次の各号に同意するものとします。

- ① 当社が関連文書で定めるセキュリティ検査を行い、検査の結果、本サービスをご利用できないことがあること。
- ② 本サービスのご利用に必要な利用者側 (ユーザー側を含みます) の機器、回線設備については利用者の責任と費用で調達、維持すること。
- ③ 本サービスのご利用にあたって利用者が個人情報を使用する場合、利用者が情報主体 (ユーザーを含みます) の同意を得ていること。
- ④ 当社が本サービスのご利用状況についてのお問い合わせをした場合、合理的な期間内にご回答いただくこと。
- ⑤ 「JCAN 証明書サービスご利用条件」で定める事項に同意すること。

第 14 条 (ID 及びパスワード)

- 1 利用者は、本サービスのご利用に必要な ID 及びパスワードを自らの責任において厳重に管理するものとします。当社は、これらの管理の不備、使用上の過誤などによる損害について一切の責任を負いません。
- 2 利用者は、ID 及びパスワードを漏洩、紛失した場合、及び ID 及びパスワードを第三者によって不正に使用 (以下「不正使用」といいます。) された場合、速やかに当社に届け出るものとします。

- 3 ID 及びパスワードの不正使用により本サービスが利用された場合でも、当該行為は、利用者による利用とみなされるものとし、利用者はかかる利用に対するサービス利用料の支払い、その他一切の債務を負担するものとし、また、当該行為により当社が損害を被った場合、利用者は当該損害を賠償するものとし、ただし、当該不正使用が当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。
- 4 利用者の本サービスの利用に対するセキュリティを確保するため、当社は、緊急の場合を含むいかなる場合であっても、電話による ID 及びパスワードの確認又は再発行の請求には応じないものとし、紛失等により ID 及びパスワードの確認又は再発行が必要な場合は、利用者は、当社が別途定める方法によりこれを請求するものとします。

第 15 条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用に関し、以下の行為を行ってはならないものとします。

- ① 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- ② 本サービス用設備に対して過剰な負荷を掛ける行為、その他本サービスに障害をもたらすおそれのある行為
- ③ わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は保存する行為
- ④ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為

第 5 章 本サービスの停止及び廃止

第 16 条（本サービス提供の一時的中止）

- 1 当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合、本サービスの再起動、一時的な提供中止その他必要な措置をとることがあります。
 - ① 本サービス用設備の保守・点検を行う場合
 - ② 本サービスのメンテナンスを実施する場合
 - ③ 本サービスの回線提供者の支障等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ④ 火災、停電、天変地異等により本サービスが提供できなくなった場合
 - ⑤ その他、当社が本サービスの提供を停止せざるを得ないと判断した場合
- 2 当社は、前項の定めにより本サービスの提供を中止する場合、予めサービス中止の実施時期、実施期間、中止理由等について、当社所定の方法により事前通知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 タイムスタンプサービス及び JCAN 証明書サービスについては、タイムスタンプサービスご利用条件、JCAN 証明書サービスご利用条件及び関連文書の定めに従い、一時的な提供中止その他必要な措置をとります。

第 17 条（本サービスのご利用停止・ご利用の再開）

- 1 当社は利用者が次の事由にあたる場合は、本サービスの利用を停止することができます。

- ① サービス料金の支払いが遅延した場合
 - ② 本サービスご利用条件に違反した場合
 - ③ 裁判所または行政当局の指示、命令、処分等により本サービス提供の継続が困難な場合
- 2 前項の利用中止がされた場合であっても、次の事由が生じた場合、利用者は本サービスのご利用を再開することができます。
- ① 前項 1 号の場合：利用者が当社所定の方法によりご利用停止期間中及び次期のサービス料金のお支払をされたとき
 - ② 前項 2 号の場合：当社が利用者の所定の申請により本サービス利用条件違反の是正を確認したとき
 - ③ 前項 3 号の場合：裁判所または行政当局の指示、命令、処分等に関する処置により本サービス提供継続が可能になったとき
- 3 ご利用停止期間が 1 年となったときは、利用者による本サービスのご利用は終了したものとみなします。

第 18 条（ご利用の停止）

当社は、第 17 条に定めるご利用の停止のほか、利用者により下記各号のいずれかの事由がある場合、当社所定の方法により事前通知することにより、利用者の本サービスのご利用を停止することができます。ただし、緊急かつ重大な事情がある場合、事前通知することなく、利用者の本サービスご利用を停止することがあります。

- ① 第 15 条に違反した場合：ご利用停止期間は、原則として、違反が是正されるまで。また、当社は違反行為に係る情報を削除することができるものとします。
- ② 第 13 条①に定める検査結果による場合：ご利用停止期間は、原則としてセキュリティに関する問題が解消されるまで。
- ③ その他本約款または関連文書に違反する行為があり（第 26 条の保証に違背する場合、第 13 条の同意事項に反する場合を含みます）、当社所定の方法による是正通知に定めた是正期間内にその是正が行われないうち：ご利用停止期間は、原則として、違反行為が是正されるまで。
- ④ 本約款または関連文書に違反し、是正を催告されても合理的な期間にその是正がされないとき。
- ⑤ 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申し立てを受けまたは自ら申し立てたとき。
- ⑥ 支払停止または支払不能となったとき。
- ⑦ 暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明したとき。
- ⑧ 前各号に準じる事由があるとき。

第 19 条（本サービスの廃止）

- 1 当社は、本サービスの一部又は全部をいつでも廃止できる権利を有します。
- 2 本サービスの一部又は全部を廃止する場合、当社は、廃止の 3 か月以上前に、廃止す

るサービスの利用者に対して通知します。

- 3 当社が予期し得ない事由、又はやむを得ない事由により、3か月以上前の通知が不可能な場合は、当社は可能な限り速やかに利用者に対して通知します。
- 4 本条に定める手続に従い通知をしたときは、当社はサービス廃止の結果について何ら責任を負いません。

第6章 終了

第20条（利用者による解約）

利用者は、当社所定の方法により、本サービスの利用を終了できます。

- ① 利用者の解約申込書を当社に送付することにより、サービス利用の解約を行うことができます。
- ② 解約申込が行われた場合には、利用者の解約申込日の属する月の翌月末日をもってサービス提供を停止することとします。
- ③ 第3条第3項、第5条第3項及び第8条第1項に定める場合において、利用者が変更後の契約条件による利用契約の継続を希望せず、利用契約の解約を希望するときは、利用者は解約希望日の10日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、通知された解約日をもって利用契約を将来に向かって解約することができるものとします。
- ④ 利用者は解約申込日からサービス提供停止日までのサービス料金を支払う義務を負います。

第21条（当社からの解約）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への14日前の通知を行った上で利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。但し、当社の損害が拡大すると判断した場合には事前通知をすることなく、利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
 - (1) 申込みに際して、虚偽の届出があった場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (6) サービス利用料を滞納し、当社からの催告を受けたにもかかわらず30日以内に未納分の支払を行わない場合
 - (7) 利用契約に違反した場合
 - (8) 契約者の行為が本契約における禁止事項ないし保証違反のいずれかに該当すると当社が判断した場合
 - (9) 反社会的勢力である、又は反社会的勢力であったと当社が判断した場合

- (10) 自ら又は第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合
- ① 違法又は相当性を書く不当な要求
 - ② 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
 - ③ 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為
 - ④ 被害者団体など属性の偽装による当社への要求行為
 - ⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
- (11) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- 2 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いのサービス料金等当社に対する債務がある場合には、当該債務について直ちに期限の利益を失い、精算するものとします。
 - 3 第1項本文の場合、契約者は通知を受けた解約日までの間に既発生サービス利用料の全額及び解約日後1か月分に相当するサービス利用料を当社に前払いすることにより、契約者が契約者保有データを回収する目的で本サービスを継続することができるものとします。この場合、第1項による通知された日の1ヶ月後が解約日となります。

第22条（終了時の措置）

- 1 期間満了、解約、解除その他の事由を問わず、本サービスのご利用が終了した場合、利用者は、その終了のときまでに利用者が自らの責において、本サービスに保管した一切の情報を消去・削除しなければなりません。
- 2 利用者が前項の消去・削除をしない場合、当社は、その情報を消去・削除することができ、利用者はこの措置を異議なく承諾するものとします。

第7章 保証・免責・補償

第23条（当社の保証）

- 1 当社は、本サービスで使用するソフトウェアが第三者の権利を侵害していないことを保証します。
- 2 当社は、当社が暴力団その他の反社会的勢力に該当しないことを保証します。
- 3 当社は、前2項の保証を除き、本サービスの正確性、有用性、本サービスによる到達可能性、特定目的達成可能性、完全性、最新性その他の事項について、明示的または黙示的を問わず一切の保証をいたしません。
- 4 債務不履行、不法行為、不当利得、当社の保証違背その他請求の原因を問わず、当社の利用者に対する損害の賠償にあたっては、利用者が被った直接かつ現実に生じた損害のみを賠償するものとし、機会損失、逸失利益等の間接的な損害については責任を負わないものとします。また、賠償額の上限は、当社が利用者から現実にお支払を受けたサービス料金の1年分とします。ただし、タイムスタンプサービス及びJCAN証明書サービスについては、それぞれのご利用条件に定めるところによります。

第24条（本サービスに関する当社の役割と責任）

- 1 当社は、利用者による本サービスのご利用が契約プランのユーザー数・ディスク容量を超える場合、利用者は、関連文書の定めるところにより、ユーザー数・ディスク容量を契約プランに抵触しないための処理をするか、当社所定の方法による契約プランの変更手続きをお取りください。
- 2 前項の契約プランのユーザー数・ディスク容量を超える状態が生じ、利用者が前項の措置を取らない場合、利用者はその超える部分についてのご利用ができないことがあります。

第 25 条（サービス品質目標）

- 1 当社は、本約款及び関連文書に従い、本サービスの提供について年間 99.9%の稼働率を目標とするものとします。
- 2 当社は、本サービスを安定的に稼働させるよう最善の努力をいたします。
- 3 サービスレベルは、特段の定めのない限り、本サービスについて当社の努力目標を定めたものであり、サービスレベルを下回った場合でも、当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
- 4 当社は、当社の責任において、本サービスの提供に関する業務の全部または一部を第三者に委託することができます。

第 26 条（利用者の保証）

利用者は、下記の事項について保証するものとします。

- ① 当社に対する届出事項が事実と異なること。
- ② 利用者及びユーザーが暴力団その他の反社会的勢力に該当しないこと。
- ③ 利用者の責により、本サービスに損失を与えた場合にこれを補償すること。
- ④ 利用者とユーザーまたは本サービスを利用した契約の相手方との紛争に当社及び本サービスは一切関知しないこと。
- ⑤ 本サービス利用にあたり、法令に違反する行為またはそのおそれがある行為、公序良俗に違反する行為をしないこと。
- ⑥ 他の利用者の利用を妨害する行為またはそのおそれがある行為をしないこと。
- ⑦ 本サービスを構成するハードウェア・ソフトウェアへの不正アクセス、ハッキング、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為、その他本サービス提供を妨害する行為をしないこと。
- ⑧ 本サービスを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為をしないこと。

第 8 章 一般条項

第 27 条（秘密保持・個人情報）

- 1 当社及び利用者は、本約款及び利用契約の履行に際して知り得た相手方の業務、技術、取引及び社内情報等を相手方の事前の書面による承諾のない限り、公表し、若しくは第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとします。但し、当該情報が以下の

いずれかの情報に該当する場合には、この限りではありません。

- ① 受領当事者が知る以前に既に公知であった情報
 - ② 受領当事者が知る以前から既に保有していた情報
 - ③ 受領当事者が知った後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - ④ 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 2 当社及び利用者は、自己の責任において、自己の従業員に本条に定める義務を遵守させなければならないものとします。
 - 3 当社は、本サービスのご提供にあたり、電気通信事業法、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインの定め及び当社の個人情報保護ポリシーにしたがって、秘密保持と個人情報保護を行います。
 - 4 前項に定めるほか、JCAN 証明書サービスにおける個人情報の取り扱いについては、「JCAN 証明書サービスご利用条件」の定めが適用されます。
 - 5 当社は本サービスの提供に伴い取得した利用者の個人情報を本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用します。
 - 6 当社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除き、利用者の同意なく利用者の個人情報を第三者に開示しません。
 - ① 裁判所の判決、捜索差押令状に基づく場合等、法令に基づく場合。
 - ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③ 国の機関もしくは地方公共団体またはそれらの委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、利用者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
 - ④ 第3項に規定された利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いを委託する場合。
 - ⑤ 合併その他の事由による事業の承継に伴って、当該事業の承継先に個人情報を開示する場合。
 - 7 本条に定める当社及び利用者の義務は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。
 - 8 利用者保有データ等について、法令に基づく強制的な開示要請、又は行政当局若しくは司法当局からの強制的な開示要請を、当社が受けた場合、当社は、利用者の同意なく当該要請にかかる利用者のデータ等を法令で強制される限度で開示できるものとします。この場合、当社は当該要請にかかる利用者に対して、事前に通知するものとします。

第28条（地位・権利義務の譲渡禁止）

利用者は、当社との書面による合意がある場合を除き、本約款に基づく利用者の契約上の地位を第三者に承継させ、または本サービス利用契約に基づく権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、担保提供してはならず、または本サービスを第三者に使用させることはできません。

第 29 条（知的財産権）

- 1 本サービスで使用するソフトウェアまたは当社のウェブサイト上に掲載される個々の文章、図形、デザイン、商標、ロゴマーク等に関する著作権、商標権その他の知的財産権は、当社または原著作者その他の権利者が保有します。利用者は著作権、商標権その他の知的財産権を侵害しないことに同意します。
- 2 当社は、利用者が本サービスで保管するコンテンツの著作権は、利用者またはコンテンツの制作者に帰属することに同意します。

第 30 条（準拠法・裁判管轄）

本約款の準拠法は日本法とします。また、本サービスまたは本約款に関連して当社と利用者の間で生じた紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上